

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関  
 人事委員会事務局  
 監査委員事務局  
 警察本部長並びに警察本部及び警察署  
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)                      第 2 条 補助執行に係る事務の代決については、<u>岩手県知事部局代決専決規程（平成 13 年岩手県訓令第 22 号）第 3 条及び第 4 条の規定を準用する。</u>                      (専決の制限)                      第 3 条 補助執行に係る事務の専決の制限については、<u>岩手県知事部局代決専決規程第 5 条の規定を準用する。</u>                      (教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)                      第 4 条 教育委員会の所掌に係る事務に関し、教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。                      (1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分（学校その他の教育機関の用に供する公有財産（以下「教育財産」という。）の管理を除く。）に関する事。                      (2)・(3) [略]                      2～4 [略]                      5 <u>第 1 項及び第 2 項に掲げる事務について、教育委員会事務局教育次長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(代決)                      第 2 条 補助執行に係る事務の代決については、<u>岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）第 8 条及び第 9 条の規定を準用する。</u>                      (専決の制限)                      第 3 条 補助執行に係る事務の専決の制限については、<u>岩手県事務委任及び代決専決規則第10条の規定を準用する。</u>                      (教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)                      第 4 条 教育委員会の所掌に係る事務に関し、教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。                      (1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分（学校その他の教育機関の用に供する公有財産（以下「教育財産」という。）の管理並びに<u>岩手県事務委任及び代決専決規則第 3 条第 8 号に規定する行政財産の用途廃止及び普通財産の処分を除く。</u>）に関する事。                      (2)・(3) [略]                      2～4 [略]                      5 <u>第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項（第 4 号から第 11 号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u>                      (1) <u>補助金交付要綱に関する事。</u>                      (2) <u>1 件の評価、予定又は見積りの価格 7,000 万円未満（工事執行後に取得する場合は、5 億円以上）の公有財産（土地については、1 件 7,000 万円以上で、かつ、2 万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事（支出負担行為を除く。）。</u>                      (3) <u>1 件の評価、予定又は見積りの価格 7,000 万円以上で、かつ、2 万平方メートル以上の土地以外の土地開発基金に係る土地の取得及び管理に関する事（支出負担行為を除く。）。</u></p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 第4号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(4) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。</p> <p>(5) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の処分に関すること(債権の発生の原因となる契約その他の行為を除く。)</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 1件の金額又は見積りの価格500万円未満(法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満)の寄附の受入れに関すること(博物館及び美術館への資料の寄附を除く。)</p> <p>(11) 用品調達基金条例施行規則(昭和39年岩手県規則第17号)第4条ただし書に規定する物品のうち1件の予定又は見積りの価格7,000万円未満のものの購入に関すること。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 第9号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) 補助事業の検査に関すること。</p>
<p>6 第1項から第3項までに掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること。</p> <p>(2) 1件の金額1億5,000万円未満の契約(工事の執行に係るものを除く。)に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。</p> <p>(3) 補助事業の検査に関すること。</p>	<p>6 第1項第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業の検査に関すること。</p>
<p>7 第1項から第3項までに掲げる事務について、教育委員会事務局の担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長(総括課長が直接事務を担当する場合に限る。)及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること。</p> <p>(3) 1件の金額1億5,000万円未満の契約(工事の執行に係るものを除く。)に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。</p>
<p>8 第1項から第3項までに掲げる事務について、教育委員会事務局</p>	<p>8 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号ま</p>

務局総務課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 補助金交付要綱に関すること。
- (3) 第5項第4号に規定する以外の国庫支出金に関すること。
- (4) 第11項第8号及び第14項第1号に規定する以外の1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること。
- (5) 用品調達基金条例施行規則（昭和39年岩手県規則第17号）第4条ただし書に規定する物品のうち1件の予定又は見積りの価格7,000万円未満のものの購入に関すること。
- (6) [略]
- (7) 第3号及び第4号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生原因となる契約の締結その他の行為をすること。

9 第1項から第3項までに掲げる事務について、教育委員会事務局総務課管理予算担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

でに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 第5項第9号に規定する以外の国庫支出金に関すること。
- (3) 予算の令達及び配当替えに関すること。
- (4) 支出命令に関すること。
- (5) 県税以外の収入金の徴収に関すること。
- (6) 用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品のうち1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満のもの  
の購入に関すること。
- (7) [略]
- (8) 物品の修繕に関すること。
- (9) 物品の交換及び譲与に関すること。
- (10) 物品の貸付け及び借入れに関すること。
- (11) 第2号及び第5項第10号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生原因となる契約の締結その他の行為をすること。
- (12) 貸与被服の処分に関すること。
- (13) 歳入歳出外現金等の出納通知に関すること。
- (14) 物品の出納通知に関すること。
- (15) 給与及び報酬の支給証明に関すること。
- (16) 高等学校校定時制課程及び通信制課程等修学資金（以下「修学資金」という。）の償還債務の免除に関すること。
- (17) 広域通信制課程の生徒に係る修学資金に関すること（修学資金の償還債務の免除に関するものを除く。）。
- (18) 修学資金の償還債務の免除（高等学校校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3号）第9条第1項の規定による免除に限る。）に関すること。

9 第2項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室総務担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>予算の令達及び配当替えに関すること。</u></p> <p>(3) <u>支出命令に関すること。</u></p> <p>(4) <u>県税以外の収入金の徴収に関すること。</u></p> <p>(5) <u>用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品のうち1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満のもの</u> <u>の購入に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前号に規定する以外の1件の金額100万円未満の支出負担行為を</u> <u>すること。</u></p> <p>(7) <u>物品の修繕に関すること。</u></p> <p>(8) <u>物品の交換及び譲与に関すること。</u></p> <p>(9) <u>物品の貸付け及び借入れに関すること。</u></p> <p>(10) <u>貸与被服の処分に関すること。</u></p> <p>(11) <u>歳入歳出外現金等の出納通知に関すること。</u></p> <p>(12) <u>物品の出納通知に関すること。</u></p> <p>(13) <u>給与及び報酬の支給証明に関すること。</u></p>	<p>(1) [略]</p>
<p>10 <u>第1項第2号並びに第2項第2号及び第3号に掲げる</u> <u>事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課</u> <u>長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>退職手当の裁定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育関係職員の恩給、退職年金及び退職一時金の裁</u> <u>定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育関係職員の児童手当受給資格等の認定に関す</u> <u>ること。</u></p> <p>(4) <u>教職員互助会に対する補助金の交付に関すること。</u></p>	
<p>11 <u>第1項、第2項（第4号から第11号までに限る。）及び第3</u> <u>項に掲げる事務について、教育委員会事務局学校財務課総括課</u> <u>長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満</u> <u>（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有</u> <u>財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、</u></p>	<p>10 <u>第1項第1号及び第2号並びに第2項（第4号から第11号ま</u> <u>でに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企</u> <u>画室学校施設担当課長の専決できる事項は、次のとおりとす</u> <u>る。</u></p> <p>(1) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満</u> <u>（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有</u> <u>財産の取得に関すること（支出負担行為を除く。）。</u></p> <p>(2) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満</u> <u>の土地開発基金に係る土地の取得及び管理に関するこ</u> <u>と（支出負担行為を除く。）。</u></p> <p>(3) <u>1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止</u> <u>又は普通財産の処分に関すること（債権の発生となる</u> <u>契約その他の行為を除く。）。</u></p>

2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること(支出負担行為を除く。)。

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地以外の土地開発基金に係る土地の取得及び管理に関すること(支出負担行為を除く。)。

(3) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(4) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の処分に関すること(債権の発生の原因となる契約その他の行為を除く。)。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 1件の金額又は見積りの価格500万円未満(法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満)の寄附の受入れに関すること(公有財産に限る。)。

(9) 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金(以下「修学資金」という。)の償還債務の免除に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 公舎への入舎の承認及び当該公舎に居住する期間の指定に関すること。

(8) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出の受理に関すること。

(9) 公舎料を低減し、又は無償とすることの決定に関すること。

(10) 所有権及び地上権の保全のための登記に関すること。

(11) 学校林の土地の使用の許可に関すること。

(12) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

12 第1項、第2項(第4号から第11号までに限る。)及び第3

項に掲げる事務について、教育委員会事務局学校財務課財務管理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円未満)の公有財産の取得に関すること(支出負担行為を除く。)。

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の土地開発基金に係る土地の取得及び管理に関すること(支出負担行為を除く。)。

(3) 1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止

<p>又は普通財産の処分に関する事（債権の発生となる契約その他の行為を除く。）。</p> <p>(4) 公舎への入舎の承認及び当該公舎に居住する期間の指定に関する事。</p> <p>(5) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出の受理に関する事。</p> <p>(6) 公舎料を低減し、又は無償とすることの決定に関する事。</p> <p>(7) 所有権及び地上権の保全のための登記に関する事。</p> <p>(8) 学校林の土地の使用の許可に関する事。</p> <p>(9) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。</p> <p>(10) 広域通信制課程の生徒に係る修学資金に関する事（修学資金の償還債務の免除に関する事を除く。）。</p> <p>(11) 修学資金の償還債務の免除（高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3号）第9条第1項の規定による免除に限る。）に関する事。</p>	
<p>13 第1項及び第2項（第4号から第11号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局学校教育課技術助成担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>11 第1項第2号及び第2項（第4号から第11号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>
<p>14 [略]</p>	<p>12 [略]</p>
<p>15 [略]</p>	<p>13 [略]</p>
<p>16 第2項第4号から第10号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・生涯スポーツ担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>14 第2項第4号から第10号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>15 第1項第2号並びに第2項第2号及び第3号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 退職手当の裁定に関する事。</p> <p>(2) 教育関係職員の恩給、退職年金及び退職一時金の裁定に関する事。</p> <p>(3) 教育関係職員の児童手当受給資格等の認定に関する事。</p> <p>(4) 教職員互助会に対する補助金の交付に関する事。</p>
<p>17 第1項及び第3項に掲げる事務について、教育事務所、県立学校及び県立学校以外の教育機関（博物館及び美術館を除く。）の長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>16 第1項第2号及び第3項に掲げる事務について、教育事務所、県立学校及び県立学校以外の教育機関（博物館及び美術館を除く。）の長の専決できる事項は、次のとおりと</p>

<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>18 [略]</p>	<p>17 [略]</p>
<p>19 第1項第2号並びに第2項第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p>	<p>18 第1項第2号並びに第2項第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p>
<p>(1) <u>県立県北青少年の家の附属の施設及び県立野外活動センターの使用料、県立博物館の入館料並びに県立美術館の観覧料の免除に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>県立博物館の入館料及び県立美術館の観覧料の免除に関すること。</u></p>
<p>(2) <u>県営体育館、県営野球場及び県営武道館に係る次の事項に関すること。</u></p>	<p>(2) <u>県営体育館、県営武道館及び県民会館に係る休館日以外</u></p>
<p><u>ア 使用又は行為の許可</u></p>	<p><u>の日における臨時の休館又は休館日における臨時の開館の承認に関すること。</u></p>
<p><u>イ 使用又は行為の許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は行為の中止若しくは退去の命令</u></p>	
<p><u>ウ 使用料の免除</u></p>	
<p>(3) <u>県営スケート場及び県民会館に係る次の事項に関すること。</u></p>	<p>(3) <u>県営野球場及び県営スケート場に係る休場日以外の日</u></p>
<p><u>ア 使用の許可</u></p>	<p><u>における臨時の休場又は休場日における臨時の開場の承認に関すること。</u></p>
<p><u>イ 使用の許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は行為の中止若しくは退去の命令</u></p>	
<p><u>ウ 使用料の免除</u></p>	
<p>(4) <u>県営運動公園及び県立御所湖広域公園の艇庫に係る次の事項に関すること。</u></p>	<p>(4) <u>県営運動公園及び県立御所湖広域公園の艇庫に係る次の事項に関すること。</u></p>
<p>ア～ウ [略]</p>	<p>ア～ウ [略]</p>
<p><u>エ 使用又は行為の許可</u></p>	
<p><u>オ 使用の禁止又は制限</u></p>	
<p><u>カ 使用又は行為の許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は行為の中止若しくは退去の命令</u></p>	
<p><u>キ 届出の受理</u></p>	<p><u>エ 届出(県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号)第11条第6号に係る届出を除く。)</u>の受理</p>
<p><u>ク 使用料の免除</u></p>	
<p>(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)</p>	<p>(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)</p>
<p>第7条 公安委員会の所掌に係る事務に関し、警察本部長並びに警察本部及び警察署の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第7条 公安委員会の所掌に係る事務に関し、警察本部長並びに警察本部及び警察署の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) <u>財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>財産の取得、管理、用途廃止及び処分(岩手県事務委任及び代決専決規則第3条第8号に規定する行政財産の用途廃止及び普通財産の処分を除く。)</u>に関すること。</p>

(2)・(3) [略]

2～10 [略]

(2)・(3) [略]

2～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。